

## ムーンショット型研究開発事業に関する特別約款

2020年2月13日制定

2020年4月27日改正

(乙等が締結する契約の相手方の制限に関する特則)

第1条 乙、再委託先及び共同実施先(以下「乙等」という。)は、委託業務を実施するために締結する契約(売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不相当である場合は、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙から必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(プログラムディレクター)

第2条 ムーンショット型研究開発事業において、目標毎に甲が任命するプログラムディレクター(以下「PD」という。)は、目標達成及び構想実現に向けて、ポートフォリオ(プログラムの構成(組み合わせ)や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画)を構築し、本事業を推進する。

(財産の処分の制限)

第3条 業務委託契約約款(以下「原約款」という。)第20条第1項に定める甲に帰属する取得財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条が適用される。

2 甲は、前項の取得財産について、原約款第20条の2第5項の確認書の内容を適切と認めたときは、必要に応じて、経済産業大臣に財産処分の申請書等を提出する。

3 乙は、経済産業大臣による承認にあたり条件が付された場合は、その条件に従い、取得財産を処分するものとする。

(国外企業等の特例)

第4条 乙が国外企業等（日本以外の国の企業、大学又は研究機関をいう。）であるときは、原約款第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。

2 前項の場合、原約款第31条第3項第四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3第1項及び第4項、第31条の4第1項、第3項及び第4項、第31条の5並びに第33条第3項及び第4項の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。

3 委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。

4 委託期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用は委託業務の実施に要した経費として計上することができる。

5 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、別添特別約款様式第1による共有知的財産の利用許諾申請書により、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

6 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。

7 甲は、共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。

8 甲、乙又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。

一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）

二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること

三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること

（知的財産権の設定・移転）

第5条 本契約では、原約款第31条第3項第四号ただし書きは適用しない。

（甲の解除権）

第6条 原約款第37条第1項に次の1号を追加する。

六 乙が、甲が公募時等に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

2 原約款第37条第2項に以下を追加する。

また、甲は、PDや内閣府に設置する戦略協議会の助言を踏まえ、ポートフォリオを見直す上でやむを得ないと判断する場合は、本契約を解除することができる。

(再委託先との契約)

第7条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。

(英文訳との関係)

第8条 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

(存続条項)

第9条 委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条、第39条に基づき本契約を解除された場合であっても、本特別約款第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条は各条項の対象事由が消滅するまでなおその効力を有する。

附 則

本特別約款は、2020年2月13日から施行する。

附 則

本特別約款は、2020年4月27日から施行する。

(特別約款様式第1)

年 月 日

共有知的財産権利用許諾申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
名 称  
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る共有知的財産権について、下記のとおり利用許諾をしたいので、特別約款第4条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用許諾しようとする共有知的財産権について

共有知的財産権の種類(注 <sup>1</sup> ) 及び番号(注 <sup>2</sup> ) 及び名称(注 <sup>3</sup> )	利用許諾先の住所・名称

2. 承認を受ける理由(注<sup>4</sup>)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する)

- (1) 当該利用許諾により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、利用許諾を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第17条に基づく観点)
- (2) 当該利用許諾が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(研究開発力強化法第41条に基づく観点)

契約管理番号 : ○○○○○○○○○-○

## 「共有知的財産権利用許諾申請書」記載要領

(注<sup>1</sup>) : 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利、著作権又はノウハウのうち、該当するものを記載する。

(注<sup>2</sup>) : 番号については、当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号、ノウハウの管理番号を記載する。

(注<sup>3</sup>) : (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

(2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

(3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類（属、種、亜種）、出願品種の名称

(4) プログラム等又はノウハウにあつては、技術上の成果の名称

該当する（1）～（4）の事項を記載する。

(注<sup>4</sup>) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。

(1) について

○利用許諾先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。

○利用許諾先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。

○利用許諾先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

(2) について

○利用許諾先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。

○利用許諾先が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。

○利用許諾先により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。

○利用許諾先により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。